

名張市収賄事件に係る第三者委員報告書

令和5年10月25日

名張市長 北川 裕之 殿

名張市収賄事件に係る第三者委員

大塚 耕二

立神 靖久

廣野 一三

名張市収賄事件に係る第三者委員設置要綱（令和5年名張市告示第81号）第2条に基づき、調査・審議した結果を下記のとおり報告する。

第1 調査及び審議の概要

1 委員の委嘱

名張市収賄事件に係る第三者委員設置要綱（以下「本要綱」という。）に基づき、令和5年5月30日、次の3名が委員（以下「当委員」という。）に委嘱された。

大塚 耕二（弁護士）

立神 靖久（近畿大学工業高等専門学校総合システム工学科（建築系）教授、一級建築士）

廣野 一三（税理士） （五十音順）

2 委員の所掌事務

当委員は、令和5年2月に名張市職員（以下「対象元職員」という。）が収賄の容疑で逮捕された事件について、第三者の視点から、収賄事件に係る調査及び再発防止対策について審議し、その結果を市長に



報告することとされている。

本報告書では、贈収賄の事実について「本件」と表現し、その周辺の事情を含めたものを「本事案」と表現する。

3 名張市収賄事件調査・再発防止対策委員会

当委員とは別に、府内で、本事案の調査及び検証、再発防止対策等を検討するために、副市長を委員長とし、部長級等の職員を委員とする名張市収賄事件調査・再発防止対策委員会（以下「府内委員会」という。）が設置されている（令和5年2月27日告示）。

4 調査・審議の方法

本件については、対象元職員に対し、収賄被告事件として津地方裁判所で刑事裁判が行われていたこと、当委員とは別に府内委員会が設置されていることから、事実関係についての調査は、主として、府内委員会からの報告（刑事裁判の傍聴結果の報告、刑事記録の閲覧結果の報告、府内委員会の調査審議内容等）を受けてその報告を検証するかたちで行い、当委員は、委員の合議の方法により、本事案が発生した原因の分析や再発防止対策の審議を行うことに重点を置いた。

5 調査・審議の日程

- 第1回 令和5年5月30日
- 第2回 令和5年6月22日
- 第3回 令和5年7月27日
- 第4回 令和5年10月11日
- 第5回 令和5年10月25日

第2 調査・審議の対象の概要等

1 対象元職員の職務履歴

対象元職員は、平成6年4月1日に名張市役所に入職し、同日、技術員として建設部勤務となり、以後、教育委員会技術職員、都市環境整備部勤務等を経て、平成23年4月1日から都市整備部営繕住宅室主査、平成28年4月1日から教育委員会教育総務室施設係長等となり、令和2年4月1日から都市整備部営繕住宅室長、令和3年4月1日から同室

営繕担当室長となり、令和 5 年 3 月 10 日懲戒免職となった。

2 都市整備部営繕住宅室の組織体制

(1) 令和 2 年度

都市整備部長のもとに、営繕住宅室長と営繕住宅室空き家対策担当室長の 2 名の室長がおり、営繕住宅室長のもとに係長 1 名と室員 2 名がおり、室員 2 名のうち 1 名は空き家対策を兼務していた。

(2) 令和 3~4 年度

都市整備部長のもとに、営繕住宅室長と営繕住宅室営繕担当室長の 2 名の室長がおり、営繕担当室長のもとに室員 2 名がいた。

3 本事案と関係すると考えられた名張市の例規類

当委員は、本事案と関係すると考えられた次の名張市の例規類を参照した。

- (1) 名張市建設工事等資格停止措置要領（平成 7 年名張市告示第 48 号）
- (2) 名張市職員等の公益通報に関する要綱（平成 20 年名張市告示第 16 号）
- (3) 名張市不当要求行為の防止等に関する条例（平成 26 年名張市条例第 26 号）
- (4) 名張市随意契約に関する指針（平成 18 年 11 月 1 日名張市制定）
- (5) 名張市職員研修規程（昭和 45 年名張市規程第 16 号）
- (6) 名張市職員倫理規程（平成 20 年名張市規程第 7 号）

4 本事案後に名張市において行われた取組

本事案後、名張市において、庁内委員会による検証等以外に、次の取組が実施されている。

- (1) 管理職職員に向けた市長訓示、弁護士資格を有する職員による講話
事件発覚直後の令和 5 年 2 月 22 日に、名張市防災センターにおいて管理職職員に向けて、市長が訓示を行った後、弁護士資格を有する特定任期付職員（総務部副参事）による法令や職員倫理などについての講話を行った。
- (2) 弁護士資格を有する職員による公務員倫理・コンプライアンス研修の実施及び無記名アンケートの実施

令和 5 年 5 月 23 日から同月 26 日までの 4 日間、パートタイムの会

計年度任用職員を除く庁内の全職員を対象に、名張市役所大会議室において、弁護士資格を有する特定任期付職員（総務部副参事）による公務員倫理・コンプライアンス研修を行った。この期間内に出席できなかった職員や庁外の職員に対しては、同じ内容の動画視聴による研修を実施。また、この研修の参加者に対して、職員倫理に関する無記名のアンケートを実施した。

(3) 官製談合防止研修の実施

令和5年6月5日、名張市防災センターにおいて、公正取引委員会から派遣された講師により、各所属の契約事務担当職員を主な対象とした官製談合防止研修を実施。

(4) 不当要求対応に関する研修の実施

令和5年9月4日、名張市役所大会議室において、各所属1名以上及び受講を希望する職員を対象とした不当要求対応に関する研修を実施。

(5) 各種行政事務研修の実施

令和5年9月26日及び29日、各所属の係長級（主査又は主幹）以上の職員（各所属1名以上）及び受講を希望する職員を対象とした行政手続、情報公開・個人情報保護、契約事務、会計事務等に関する研修を実施。

(6) 隨意契約の公表金額基準の変更

名張市では、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第7条に基づき予定価格が250万円を超える建設工事について随意契約の相手方の氏名及び住所や相手方を選定した理由等を公表していたが、令和5年度より、公表の対象を、予定価格（設計金額）が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定に基づく名張市契約規則（平成11年名張市規則第20号）第27条に規定する金額（130万円）を超えているものとした。

(7) 組織体制の見直し

都市整備部営繕住宅室における営繕担当の職員について、従来、室長1名、室員2名の計3名であったのを令和5年度から室長1名、室員3名の計4名に増員し、室長が自ら工事の設計積算等の事務を執ることは止め、室長は室員が行う設計積算や工程管理などの事務執行状況を確認することとし、複数の職員の関与によるチェック機能が働く

よう事務の運用を改めた。

第3 調査審議の結果

I 事実

1 本件に至るまで

(1) 平成18年頃、対象元職員は、名張市教育委員会学務管理室に勤務していたが、公共工事をきっかけに、B社（後記事案2の会社であり、名張市内の水道工事会社）の代表取締役（当時。現在は退任している。以下「B社元代表者」という。）と知り合い、B社元代表者が金銭を負担して飲食を共にする接待を受けるようになった。

対象元職員は、B社元代表者から、飲食のほか、中元、歳暮をもらい、B社元代表者が金銭を負担して一緒にゴルフや旅行をする等の接待を繰り返し受けた。また、対象元職員の自動車のガソリン代をB社の給油カードなどで支払うことで対象元職員のガソリン代金をB社が負担することなども行われた。

対象元職員は、こうした接待を受けることについて当初は罪悪感があったが、次第に、バレなければ大丈夫、バレてもクビにはならない、奢ってもらうのは当然と思うようになっていった旨を述べ、また、自分の職務権限で恣意的に工事を受注させれば業者に恩を返せたり、また恩を売れたりすると考えた旨を述べる。

10年ほど前には、対象元職員は、B社元代表者に個人的に金銭を貸し付け（なお、一部は返済を受けている。）、また、無償でB社から対象元職員の自宅の水回り工事等をしてもらうという関係にあった。

(2) 対象元職員は、平成30年9月頃、名張市内の建築業者（以下「甲業者」という。）から70万円を受け取り、これが初めて業者から金品を受け取ったものであった旨を述べる。

甲業者から金品を受け取る以前には、対象元職員は、甲業者、B社元代表者と一緒に飲食をし、接待を受け、甲業者に対して、恣意的な方法、不正の方法で随意契約により工事を受注させるなど便宜を図ったり、対象元職員が甲業者の代わりに（対象元職員の職務権限とは関係がない）民間工事の図面や役所への請求書をパソコンで作成し、甲業者から5万円、10万円くらいの謝礼を2、3回受け取ったりしていた。

対象元職員は、甲業者からの金品を受け取った後、他の業者に対し

ても恣意的に工事を受注させる便宜を図り、見返りに金品を要求するようになった。

- (3) 対象元職員は、A社（後記事案1の会社であり、名張市内に所在する電気工事会社）の役員（当時。現在は退任している。以下「A社元役員」という。）と令和元年頃に市発注工事で知り合い、対象元職員からA社元役員に参考見積を依頼したりし、次第に、対象元職員は、A社元役員から食事やスポーツ観戦を共にする接待を受けるようになった。接待の際、対象元職員と仲の良い業者2、3社と一緒にいたときもあった。

対象元職員は、A社元役員に対し、開札前の入札工事に係る金入設計書（公共工事に係る単価及び金額の記載された設計書）を渡したりする便宜を図るようになった。

また、対象元職員は、A社元役員と知り合うこととなった公共工事に関わった他の業者とも仲良くなり、恣意的に随意契約で契約させる等の便宜を図るようになった旨を述べる。

- (4) 対象元職員は、令和2年4月1日、名張市都市整備部営繕住宅室長となった。

令和2年夏頃からは、対象元職員は、A社元役員の求めに応じ、見積合わせの金額を教える等の方法で、A社が市発注工事を受注できるようにした。このように対象元職員が職務権限を逸脱して恣意的にA社に受注させた工事には、後記2-2の各工事が含まれると考えられる。

2-1 事案1（電源切替工事に伴う収賄の事案）

- (1) 対象元職員は、名張市都市整備部営繕住宅室長として名張市市長部局及び教育委員会等に属する営繕工事の設計、施工及び随意契約における見積徴収業者の選定等の職務に従事していた。

対象元職員は、令和2年夏頃以降、A社に対して工事を受注させたり、見積金額を教えたり等恩を売ってきたので、そろそろ見返りに金品を要求しても断らないだろうと思っていた旨を述べる。

- (2) 対象元職員は、令和3年3月頃、名張市が発注する「蔵持小学校区放課後児童クラブ引込電源切替工事」の随意契約に関し、A社元役員に対し、A社が受注できるようLINEで見積金額を伝え、見積書の作成を依頼した。

A社から見積書が提出された後、対象元職員は、「蔵持小学校区放課後児童クラブ引込電源切替工事」でA社が受注できるようにした見返りとして、A社元役員に対し、LINEでゴルフクラブを買ってもらえないかと要求した。

A社元役員は、今後の対象元職員との付き合いが壊れることをおそれて対象元職員の要求を承諾し、令和3年5月頃、名張中央公園の駐車場において、ゴルフクラブ12本を対象元職員に供与し（贈賄）、対象元職員は、随意契約に関して業者選定等についてA社が有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたい趣旨のものと知りながら、これを受け取った（収賄）。

なお、ゴルフクラブ12本のうち1本は、違うゴルフクラブであったことから、翌日、対象元職員からA社元役員に返却され、その後令和3年7月までの間に、対象元職員は、A社元役員から、同様の趣旨で、ゴルフクラブ1本を受け取り、その後、別途3本のゴルフクラブを受け取った（合計15本）。

- (3) 収賄の動機に関して、対象元職員は、お金に困っていたわけではないが管理職になり残業手当がなくなったことで収入が減少したこと、業者との馴れ合いの流れで感覚が麻痺し、飲食接待を受けるようになり、金品の授受もバレなければいいだろうと感覚が麻痺していった旨を述べる。
- (4) 発覚の経緯はA社元役員が失踪したことであり、失踪したA社元役員が警察に発見された際、A社元役員が所持していたスマートフォンのLINEに対象元職員とのやり取りが保存されていたことから、本件が発覚した。

2-2 事案1の関連問題

- (1) 「蔵持小学校区放課後児童クラブ引込電源切替工事（事案1の工事）」について
ア 「蔵持小学校区放課後児童クラブ引込電源切替工事」は、設計金額128万7,000円（税込み）で3社の見積合わせによる随意契約で、A社と契約した。

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、名張市契約規則第27条の規定により130万円以下の工事の請負であるため随意契約となった（以下、同号による随意契約を「少額随意契約」とい

う。)。

イ この工事に関して、市内業者による談合が行われた可能性を指摘できる。

この工事を含めて同時期に 6 件の類似する工事が行われており、各工事 3 社以上の見積もりを取るべきこととなるが、見積合わせのために選定された業者について、A 社ともう 1 社（乙社）は 6 つの工事ともに見積合わせに参加し、もう 1 社（丙社）も 4 つの工事の見積合わせに参加している。このように、見積合わせをする業者に著しい偏りがあった。

この工事において、対象元職員が A 社に見積金額を指示し、A 社に契約をさせたことからすれば、対象元職員は、乙社、丙社とも通じた上で、工事業者を調整し、談合を行っていた可能性がある。

(2) A 社と契約した他の工事について

ア 対象元職員から A 社元役員を通じて A 社に依頼した工事は、上記のほかに次の工事があった。

① 桔梗が丘小学校区放課後児童クラブ引込電源切替に伴う校舎引換工事（契約日：令和 2 年 12 月 15 日、設計金額 129 万 8,000 円（税込み）、契約金額 124 万 3,000 円）

3 社の見積合わせによる少額随意契約であった。

② 桔梗が丘小学校区放課後児童クラブ引込電源改修工事

（契約日：令和 2 年 12 月 25 日、設計金額 129 万 8,000 円（税込み）、契約金額 126 万 5,000 円）

上記①の関連工事として地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、見積合わせをすることなく、A 社と契約した（以下、同号により見積合わせをすることなく特定の業者とする随意契約を「特命随意契約」という。）。

③ 看護専門学校事務室系統空調設備改修工事

（契約日：令和 2 年 8 月 31 日、設計金額 427 万 9,000 円（税込み）、契約金額 379 万 5,000 円）

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号による随意契約で、3 社の見積合わせにより A 社と契約した（以下、同号による随意契約を「緊急随意契約」という。）。

④ 看護専門学校講堂系統ほか空調設備改修工事

（契約日：令和 3 年 7 月 9 日、設計金額 1,813 万 9,000 円（税込

み)、契約金額 1,518 万円)

4 社の見積合わせによる緊急随意契約により、A 社と契約した。

イ 対象元職員は、これら 4 つの工事に関しても、職務権限を逸脱し、恣意的に、A 社に受注させた旨を述べる。

このほか、これらの工事に関して次の問題点及びその可能性を指摘できる。

(ア) 上記①②の工事については、違法な随意契約がされている。

すなわち、上記①②の工事は、工事を分ける必要性のない工事であり、対象元職員が、上記①の工事を少額随意契約の基準額以下とするために、意図的に工事を分割発注したものであり、違法な随意契約である（また、対象元職員は違法な工事の分割発注をするために執行伺に虚偽の理由を記載している。）。

そのため、上記②の工事が特命随意契約となった。

(イ) 上記③の工事については、談合の可能性がある。

上記③の工事は、3 社の見積合わせで契約業者が A 社と決められたが、見積合わせの資料では、A 社以外の 2 社の見積書では、見積金額等の記載について、フォント形式やフォントサイズがすべて一致しており、また、同じ種類の封筒が使用されている。

のことから、後記事案 2 と同様、他の 2 社は、A 社が準備した見積書と封筒に会社のゴム印と押印だけを行なった、すなわち、他の 2 社が、A 社がこの契約をするのに協力し、談合を行っていた可能性がある。また、後記事案 2 と同様、このような談合を対象元職員が指示していた可能性がある。

上記①④の工事については談合を直接的に示す書類等は見当たらなかったが、いずれも対象元職員が関与し、見積合わせの上で A 社が受注していることからすれば、談合がされた可能性が否定できない。

(3) 職員の印鑑の冒用の可能性

庁内委員会が上記①の工事に係る設計書を検証したところ、積算欄・検算欄に押印がある都市整備部営繕住宅室の室員は、このような押印をした記憶がないと述べた。

のことから、対象元職員は、室員の印鑑を冒用した可能性がある。

3 事案2（手洗い自動水栓化改修工事に伴う収賄の事案）

- (1) 上記1(1)のとおり、対象元職員とB社元代表者とは、平成18年頃以降、接待を繰り返す等の関係にあった。
- (2) 令和4年10月中旬頃、対象元職員は、B社元代表者に「a d s ホール手洗い自動水栓化改修工事」を紹介し、B社に受注させるつもりで、B社元代表者に対し、工事図面や見積もりを依頼した。

また、対象元職員は、B社元代表者に対し、LINEで、ダウンベストのカタログ写真を送り、18万8,000円のダウンベストを要求した。

B社元代表者は、対象元職員に「a d s ホール手洗い自動水栓化改修工事」の見積もりを送ったが、対象元職員から2回にわたり、増額を指示され、対象元職員の指示どおり、見積額を増額し、最終的に76万円の見積額で見積書を提出した。

あわせて、対象元職員から、B社元代表者に対し、業者を指定して、見積合わせのための見積書を取るように指示があり、B社元代表者は、自らが作成した見積書に対象元職員から指定された2つの工事業者から社印をもらい、これを市に提出した（すなわち談合の可能性があり、対象元職員がこれを指示した可能性がある。）。

B社元代表者は、価格調整で金額が上がったこと、対象元職員とはお互い良い関係であったことから対象元職員から言われたら断れないこと、仕事を取らなければいけないと想いだしたことから、対象元職員の要求に応じることを決め、令和4年12月20日、名張中央公園北側駐車場で、現金18万円を対象元職員に供与し（贈賄）、対象元職員は、随意契約に関して業者選定等についてB社が有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたい趣旨のものと知りながら、これを受け取った（収賄）。

- (3) 発覚の経緯は、事案1に関する捜査において、対象元職員が供述したことであった。

II 本件発生の原因

本事案の事実の発生の原因として、次のものが考えられる。

1 業者と職員との癒着

名張市職員倫理規程では、利害関係者から供應接待を受けることを禁止し、自己の費用負担を伴わずに飲食を共にしたり、利害関係者とゴルフ等を行うことを禁止している。

しかし、対象元職員は、倫理規程に違反し、十数年にもわたる長期間、繰り返し、複数の工事業者から、飲食やゴルフ、旅行などの接待を受けていた。

対象元職員は、工事請負の随意契約に関する業者の選定権限等を逸脱し、接待をする業者を有利かつ便宜に取り計らい、工事業者の方も、市発注工事において自社が有利かつ便宜に取り計らってもらいたいために接待を繰り返し、本事案の贈収賄に至ったものであり、お互いに私腹を肥やさんがために持ちつ持たれつの関係にあったと見ることができ、このような職員と業者との癒着構造こそが本件発生の原因であるということができる。

さらに言えば、名張市内の複数の工事業者が見積合わせに協力し、談合を行っていた可能性があることからすれば、対象元職員と癒着していた工事業者は、A社、B社だけにはとどまらず、癒着はもっと数多くの市内工事業者との間で行われていた可能性がある。

2 チェック体制の不徹底

対象元職員の収賄を含む不正な行為は、便宜を図るために他の職員の関与の度合いが低い随意契約を利用したり、さらには、営繕住宅室の室長である対象元職員が自ら工事の設計積算等の事務を行うケースで、他の職員の目が届いていないことを利用するなど、巧妙なやり口ではあった。

しかしながら、名張市におけるチェック体制が形骸化していた感は否めず、改善の余地は多くある。

3 元職員の自覚の欠如

対象元職員の遵法精神・規範意識の欠如、公務員としての自覚の欠如は、本件発生の原因として当然、あげられる。

III 再発防止対策の提言

1 総論

- (1) 名張市において市職員が収賄で有罪判決を受けるのは初めてとのことである。

しかしながら、本事案を、対象元職員の個人の性質によるものであり、二度と起これ得ないような特殊な事案だと捉えるのは適当ではない。

一度でもこのような汚職、不正が行われれば、市職員の職務の公平・公正に対する市民や社会の信用は大きく損なわれるからである。

また、本事案により棄損した市民や社会の信用を回復するためには、相当の努力が必要である。

従って、再び市職員による本事案のような不正が行われないよう、名張市において、上記Ⅱの原因を踏まえて、厳格な再発防止対策を講じることが望まれる。

- (2) とるべき対策は、大きくは、上記Ⅱの原因を踏まえて、市職員と業者との癒着の徹底的な排除、厳格なチェック体制の構築、市職員の意識の向上であると考える。また、行政の透明性を高め、他の職員や市民による監視が届く体制を構築することも重要である。

市職員と業者との癒着の排除については、名張市が、市職員及び業者に対して、癒着を排除するという断固たる姿勢を示すことが肝要である。加えて、市職員及び業者に対し、たとえ癒着はなくとも疑惑や不信を招きかねないことは行うべきではないという意識を醸成するべく、粘り強い啓発や働きかけを行う必要もある。また、癒着排除の対策を公表し、市民等の監視を受けることも重要である。

チェック体制の構築では、制度上、不正が行われ得ないことが担保されることは当然必要であるが、運用において形骸化しないよう、職員に対する研修を続けるなどの形骸化防止措置を取ることもまた必要である。

- (3) 以下で、具体的な再発防止対策の提言を行うが、実施に慎重な検討を要する事項については、名張市において十分な検討を行い、採用できないものについては、代替策を考えるなどの工夫が講じられることを期待する。

2 癒着の徹底的な排除の観点

- (1) 職員倫理規程の改定

【提言】

名張市職員倫理規程につき、利害関係者の範囲の見直し、利害関係者との飲食等を事前の許可制等にすること、金品の供与を原則禁止にすること等の必要な改定を行うべきである。

【説明】

名張市職員倫理規程では、利害関係者から供応接待を受けることを禁止し、自己の費用負担を伴わずに飲食を共にしたり、利害関係者とゴルフ等を行うことを禁止しているものの、利害関係者の範囲が限定されており（第2条第4項）、利害関係者との自己の費用負担を伴う飲食、ゴルフ等、旅行は禁止されていない（第7条第1項第4号、第9号）。また、利害関係者からの金品の供与についても、祝儀、香典、供花等を社会通念上の儀礼の範囲内であれば受け取ることができ（第7条第2項第8号）、利害関係者に該当しない者からは、繰り返しでなく社会通念上相当な範囲であれば、供応接待を受けることもできる（第9条）。

このような規定は、三重県の倫理規程でも同様であり、特段、名張市だけが緩やかなわけではない。

しかしながら、飲食、ゴルフ等、旅行は、癒着の温床となり得るため、供応接待に至る事前の交際の段階で、市職員と業者との関係性をクリアにしておく必要性があるが、職員が利害関係者と飲食、ゴルフ等、旅行を行った場合において、市職員が自己の費用を自ら負担したかどうかは外部から見えにくく、発覚しにくいため、それが供応接待に、ひいては癒着にと結びつくことを防止することはできない。

利害関係者からの金品の供与（例えば中元歳暮など）についても、社会通念上の儀礼の範囲内かどうかの判断は難しい上、供応接待と同様、外部からは見えにくく、癒着のきっかけとなり得ることも考えられる。また、利害関係者以外の供応接待においても、名張市の規模からすれば人事異動の範囲が限定的である場合もあり、再び人事異動で関係部署に戻ってくることを見越して接待をしておくなど、癒着に結びつく可能性はある。

他の自治体では、より厳しい倫理規程（職員服務規程に基づく利害関係者との接触に関する指針等を含む。）を置く自治体、不正を機会に厳しい倫理規程に改定した自治体もあり、これらの自治体の倫理規程を参考に、より厳しい方向で倫理規程を改定するべきである。

具体的には、利害関係者の範囲の見直し、利害関係者との飲食等を事前の許可制等にすること、金品の供与を原則禁止にすること等が必要であると考える。

【補足】

本提言の方向で倫理規程が改定される場合、具体的な場面で、市職員が倫理規程違反の有無や事前の許可の可否を判断しやすいように、ガイドラインやQ&Aを作成し、そこに具体的な事例における考え方、許可の基準等を記載するなどの配慮をする必要がある。ガイドラインやQ&Aを作成するにあたり、業者との協力関係の構築に必要な交際と馴れ合い防止による職務の公正・公平の確保との線引きについて、本事案や本提言を参考に各部署において議論し、ガイドラインやQ&Aに反映させるのが良いと思う。

また、作成されたガイドラインやQ&Aは、市民等の監視を受けるべく公表される必要がある。

(2) 癒着に関する通報の体制・保護の体制の確立・周知

【提言】

業者が市職員から不当な働きかけを受けた場合の通報・保護の体制を構築すること。

市職員が業者から不当な誘いや働きかけを受けた場合の市職員の通報・保護の体制を周知し実効あらしめること。

市職員が他の市職員の不正や倫理規程違反を発見した場合の内部通報等の体制の改善について検討すること。

【説明】

癒着や不正に至る前には、市職員から業者に対し接待等を求めたり、あるいは反対に、業者から市職員に対し接待等の誘いがされたりなど、いずれかから不当な働きかけが行われる場合も考えられる。

このような場合に、市職員から不当な要求を受けた業者や、業者からの接待等の誘いを受けた市職員は、これを毅然と断わらなければならないが、不当な働きかけを通報し、拒絶した者が保護されることが制度的に担保されることが必要である。

また、本件が発覚した経緯は上記Ⅰ2-1(4)のとおりであり、結果として内部通報等により発見することができなかつたことから、本事案を契機に内部通報体制等を再検討することも考えられる。

具体的には、次のような対策を講じることが考えられる。

① 市職員から不当な働きかけを受けた業者の通報・保護の体制
業者が、市職員から不当な働きかけを受けた場合には、現在は、名張市には適切な通報先がない。また、業者には通報の義務もなく、通報をした業者が保護される体制も構築されていない（この点につき、名張市職員等の公益通報に関する要綱は、三重県の「三重県職員等公益通報取扱要綱」のように県の機関との請負契約その他の契約に基づく事業に従事する労働者や役員を通報できる者として規定していない。）。

そこで、まずは、名張市との請負契約をする業者に対し、契約の履行に関して市職員から違法又は不適正な要求を受けた場合に、契約上、記録・報告義務を課すような契約条項を設けることが考えられる。あわせて、報告窓口及び報告に先立ち又は報告に関連する相談窓口を設置し、これをわかりやすく広報することや、報告することにより業者が不利益を受けないよう業者の保護を図ることも必要である。

② 業者から不当な働きかけを受けた市職員の通報・保護の体制

例えば業者が市職員に接待を受けること等を求めるなど、市職員の倫理規程に違反する行為を求めるることは、名張市不当要求行為の防止等に関する条例における「不当要求行為等（不当要求行為及び不当要求行為に該当するおそれのある行為）」に該当する。

従って、市職員は同条例（施行規則を含む。）に基づき行動すべきであるとともに、同条例に基づき、市はその職員が不当要求行為等を拒否したことにより、当該不当要求行為等を行った者等から違法又は不当な権利侵害を受けることがないよう必要な配慮をするとともに、違法又は不当な権利侵害を受けることとなった職員に対し、必要な援助、保護等の措置を講じなければならない。

このように、業者から不当な要求を受けた市職員に対する通報・保護の体制はすでに構築されているので、研修等を通じて市職員に周知し、その実効性を確保するべきである。

③ 内部通報等の体制の改善の検討

名張市職員等の公益通報に関する要綱では、公益通報は、原則として実名により、外部窓口である公益通報相談員（顧問弁護士）に対して行うこととされているが、法令違反等の確証がない場合など通報をしにくい場合もあると考えられる。

そこで、名張市にすでに設けられている公益通報に準じる相談・通報窓口等を整理したり、匿名での相談・通報を広く可能にしたり、不正や倫理規程違反に該当すると「思われる」事実を発見した場合の相談・通報を促すなどして、不正や倫理規程違反等の相談・通報をしやすくして、早期発見につなげるよう改善を検討すべきである。

(3) 指名停止措置期間の再検討

【提言】

贈賄や談合における指名停止措置期間について、重罰化することが適切か否か、庁内で検討することが考えられる。

【説明】

贈賄が行われた場合の贈賄業者の指名停止措置については、名張市建設工事等資格停止措置要領に定められ、市長は、業者が市発注工事において不正行為等の措置要件に該当したときは、名張市入札審査委員会に諮り、業者について資格停止を行うものとされている。同要領に定める指名停止措置の期間（この期間は随意契約や下請負を行うこともできない。第10条、第12条）は、三重県や三重県内他市と同じ基準が定められている。

このように、指名停止措置期間について名張市が軽いわけではないものの、県外を見れば、少数ではあろうが重罰化している自治体も存在する。

指名停止措置期間の重罰化は、職員と業者との癒着の排除について名張市としての強い姿勢を打ち出すメッセージともなり得ると考えられるので、重罰化の弊害も慎重に考慮し、他の自治体における指名停止措置期間を十分に調査・研究した上で、重罰化することが適切か否かを庁内で検討することが考えられる。

(4) 職員家族及び業者への協力依頼

【提言】

リーフレット等で市職員家族及び業者への協力を依頼し、協力を得られるよう努めること。

【説明】

本件のような事件が起こると、事件を起こした本人が職を失うことは当然であるが、当該職員の家族も厳しい立場に立たされかねない。

そこで、市職員の家族向けに、リーフレットを作成・配布し、収賄

などの汚職や職員倫理について、家族間で一緒に話し合いをする機会を設けてもらえるよう協力を求める方法がある。

汚職は市及び市職員全体の信用失墜につながること、倫理規程違反が汚職につながりかねないこと等、家族にも汚職防止や倫理規程順守の重要性を知らせ、職員と共に考えてもらうことで抑止効果を確保するべきである。

業者においても、本件のような事件が起こると信用が失墜することになり、供應接待等がその温床となり得ることから、業者に向けても、倫理規程において職員が禁止されている行為、利害関係者の範囲等を記載し、あわせて、名張市では倫理規程違反行為を求めることが条例で不当要求行為として禁止されていること等を記載したリーフレットを作成・配布し、あらためて業者に対して、市職員との関わりについて周知・啓発を行い、理解と協力を求めるべきである。

3 厳格なチェック体制の構築の観点

(1) 隨意契約における契約の適正の確保

【提言】

随意契約における契約の適正を確保するため、随意契約台帳の整備、随意契約に関する指針・ガイドライン等に具体例を入れるなどの工夫、業者選定理由の記載、随意契約における業者選定委員会の設置の措置を講じること。

【説明】

本事案では、随意契約に関して、恣意的な業者選定、違法な工事の分割発注による随意契約が行われ、さらに、対象元職員が主導し、市内業者が協力することにより業者の調整、すなわち談合が行われていた可能性も認められた。

そのため、本事案を機に、随意契約における契約の適正化が図られなければならない。

当委員は、次の体制の整備を提言する。

① 随意契約台帳を整備すること。

名張市では、随意契約に関し、現在は、各部署において随意契約案件ごとに見積合わせ業者及び落札者を記録し保管する扱いになっている。

しかし、本事案では、対象元職員は、接待をし、贈賄をした業者

を少額随意契約の見積合わせ業者として選定するなど恣意的な業者選定がなされ、過去の見積合わせ業者の記録は参照されていなかった。

そこで、各随意契約において見積合わせに参加した業者を一覧にし、可視化（見える化）した台帳（随意契約台帳）を作成することを提言する。

このように可視化することにより、見積合わせ業者の選定に偏りがないかどうかを容易に確認することができるようになる。

② 随意契約に関する指針・ガイドライン等を充実させ、また、具体例を入れるなどの工夫をすること。

本事案の関連事案では、緊急随意契約においても、恣意的に業者が選定されていた。公共工事はあくまでも競争入札が原則であり、随意契約は例外であるから、緊急性の判断等の随意契約理由は、厳格に判断されなければならず、安易に随意契約に流れてはならない。

そこで、具体的な案件での緊急性、特命性の判断等において安易な方法に流れないよう、あらかじめ随意契約に関する指針・ガイドライン等に、法令の趣旨に沿う厳格な具体例を入れておくなどする工夫を講じるべきである。

あわせて、契約事務に習熟しない市職員が安易に前例に倣って事務を行うことで次第に指針・ガイドラインの運用が形骸化していくことを防止する観点から、契約事務に習熟しない市職員でも契約事務を行うにあたり必要な都度参照でき、参照すれば手続を理解することができるよう指針・ガイドラインの記載を充実させる必要がある。

③ 業者選定理由を記載すること。

現在の名張市の随意契約の運用では、3社以上の見積もりを取り場合、見積合わせ業者を選定した理由については、これを書面に記載する扱いが徹底できていない。

見積合わせ業者の選定が公正かつ適正であることを担保する意味で、当該見積合わせ業者を選定した理由を記載するよう工夫するべきである。

④ 随意契約における業者選定委員会の設置

名張市では、随意契約に関し、現在は、各部署において随意契

約確認者（室長級以上の職員）をあらかじめ定め、契約担当者より説明を受け審査、確認を行い「随意契約確認表」を作成する取扱いとなっている。

本事案では、室長自らが不正を行っていたこともあり、この体制が機能しなかった。

そこで、随意契約確認者の体制に代えて、管理職職員や建築技術職等を含む複数人（人員の都合で部外の者が含まれる場合もあり得る。）で構成する「随意契約における業者選定委員会」をあらたに設け、契約担当者（ないし室長）から、面談の方式で、説明を受け、質疑する方法により、随意契約理由の適法性、妥当性、違法な工事の分割発注がされていないかどうか、業者選定の公正性、適正性をチェックする方式に改めることが望ましい。

なお、「随意契約における業者選定委員会」は、上記①～③を有効に活用する等、業務の効率化を図る等の随意契約の趣旨に適合させつつ、事務の適正を確保するよう運用を工夫しなければならない。

【補足】

必要な工夫が講じられた随意契約に関する指針・ガイドラインは、あらかじめ公表をしておくことが望ましいし、随意契約台帳は、関心がある市民等による情報公開請求を通じて公開されることにより、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条に基づく随意契約の公表では公表されない範囲が公開され、市民の監視のもとに置かれることも期待できる。

(2) 決裁権者（専決権者）が執行伺の事務を行うことの原則禁止

【提言】

決裁権者（専決権者）が設計金額算出等の執行伺の事務を直接行うことを原則として禁止するような事務の体制を整えること。

【説明】

本事案では、対象元職員が室長という立場を利用し、自らが設計金額算出等の執行伺の事務を行うことにより、部署内の他の職員（室員）を関与させず、室員の目を免れることにより、違法な工事の分割発注による少額随意契約や、恣意的な業者選定を行っていた。

従って、公共工事の決裁権者（専決権者。工事請負においては130万円未満が室長の権限である。）は、設計金額算出等の執行伺の事務

を直接行うのではなく、室員が行う事務をチェックするように事務を配分し、公共工事の執行伺の事務には、必ず複数職員が関与するような体制を整えることが必要である（なお、営繕住宅室では、令和5年度よりすでに実施されている。）。

業務の必要性から、公共工事の決裁権者が執行伺の事務を直接行う場合には、上記の提言における「随意契約における業者選定委員会」において、他の職員の関与が乏しいことを踏まえて、通常の場合よりも厳格に、随意契約理由の適法性、妥当性、違法な工事の分割発注がされていないかどうか、業者選定の公正性、適正性をチェックするような運用を行うべきである。

(3) その他

ア 職員の印鑑管理の徹底

【提言】

職員の印鑑管理を徹底し、冒用が行われないよう工夫することが必要である。

【説明】

本事案では、対象元職員により、室員の印鑑が冒用された可能性があり、離席の際等の職員の印鑑管理を工夫し、冒用が行われないようにする必要もある。

イ 部署内の仕事の共有化

【提言】

部署内で職場ミーティング（ショートミーティング）を活用するなどして、部署内の他の職員が、今、誰がどのような仕事をしているのか仕事の進捗の情報共有化を図ることが望ましい。

【説明】

本事案における対象元職員の違法な工事の分割発注による少額随意契約や、恣意的な業者選定は、部署内の他の職員（室員）によっては発覚しなかった。

ある仕事が、特定の市職員一人だけによって行われ、周囲の目が届かない状況は望ましいものではなく、部署内で職場ミーティング（ショートミーティング）を活用するなどして、部署内の他の職員が、今、誰がどのような仕事をしているのか仕事の進捗の情報共有化を図ることが望ましい。

4 職員の意識の向上の観点

(1) 倫理研修の定期的な実施、工夫

【提言】

市の全職員に対し、遵法精神・規範意識、公務員としての自覚を喚起するべく、定期的に、倫理研修を受講させるようにすること。

【説明】

対象元職員は、本件の動機について、「業者との馴れ合いの流れで感覚が麻痺し、飲食接待を受けるようになり、金品の授受もバレなければいいだらうと感覚が麻痺していった」旨を述べる。

馴れ合いの段階、飲食接待（倫理規程違反ではある。）の段階で、遵法精神・規範意識、公務員としての自覚を喚起することができたならば、本件の発生は防止することができたかもしれない。

市職員による収賄という犯罪（このようなことがあれば当然ではあるが懲戒免職、退職金の不支給）という最悪の事態を未然に防止するためにも、定期的な倫理研修は必須である。また、倫理研修への参加の義務付け、事例検討を用いる等の倫理研修を実効あらしめる工夫も必要である。

(2) その他の研修の実施、工夫

【提言】

各種研修の実施、充実を図ること。定期的な職員アンケートを実施する等の工夫をすること。

【説明】

上記の再発防止対策を制度上構築したとしても、運用において形骸化すれば意味がない。

業者と職員との癒着防止の観点では、定期的に匿名での職員アンケートを実施し、業者との付き合いの状況や市職員の意識を把握し、制度が実際に活用されるように研修に生かすなどの工夫も必要である。

また、随意契約における契約の適正化においても、随意契約の確認手続（随意契約事由の該当性、業者選定の妥当性、積算根拠等の確認手続）を確実に行えるよう、確認者に対する研修を実施するなどし、運用が形骸化しないような研修を行う必要もある。

以上

